

チャグチャグスポーツクラブ規程

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人滝沢市体育協会(以下「本会」という。)定款第50条の規定に基づき設置されたチャグチャグスポーツクラブ(以下「クラブ」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 クラブは、地域内におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催
- (2) 各種研修会の開催
- (3) 広報活動の啓発
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(クラブの構成員)

第3条 クラブは、その目的に賛同する者を構成員とする。

(クラブの構成)

第4条 クラブは次の者をもって構成する。

- (1) 個人会員
 - (2) 登録指導者
- (入会資格)

第5条 クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者であること。
 - (2) 別に定める諸規定を遵守するものであること。
- (除名)

第6条 本会は、第5条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(入会手続)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込む。

2 小・中学生及び高校生が入会した場合は、保護者はサポート会員として同時に入会となる。

(会費)

第8条 会費とは次のものをいう。

- (1) 年会費
- (2) 受講費
- (3) 雑費

(会費の納入)

第9条 会員は、本会が別に定める会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第10条 一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

(会費の滞納)

第 11 条 会員が会費の納入を怠ったときは、本会は会員を退会させることができる。

(委員)

第 12 条 クラブに委員を置く。

2 委員は、別表に掲げるクラブ内の各種目別クラブ、関係機関(以下「団体等」という。)の代表者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第 13 条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第 14 条 クラブに次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 2 名

(3) 常任委員 若干名

(役員の選任)

第 15 条 会長は、本会の会長をもってあてる。

2 副会長、常任委員は、委員のうちから互選により選任する。

(役員の職務)

第 16 条 会長はクラブを代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

第 17 条 クラブの重要事項を協議するため、委員会を置く

2 委員会はすべての委員をもって構成する。

(委員会の任務)

第 18 条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

(1) クラブの事業計画案及び事業報告案を策定し、理事会に提出すること。

(2) クラブの収支予算案及び決算案を策定し、理事会に提出すること。

(3) クラブの運営その他必要な事項について、理事会に参考意見を提出すること。

(委員会の定足数)

第 19 条 委員会は、必要に応じ、会長が随時召集し議長となる。

2 委員会は、委員現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催し議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 20 条 役員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、クラブの業務を執行する。

- 2 役員会は、会長が召集し、その議長となる。
- 3 役員会は、委員会へ提出する案件の調整を行なう。

(事故の責任)

第 21 条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 22 条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故についてはクラブにおいて一切の責任を負わない。

(事務局)

第 23 条 クラブの事務は、本会事務局において処理する。

(規程の変更)

第 24 条 この規程は、委員会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の決議を経て変更することができる。

(補則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、本会の会長が別に定める。ただし、クラブの運営等に関し重要な事項は、本会の会長が本会の理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

団 体 等
野球クラブ
陸上競技クラブ
バレーボールクラブ
ソフトテニスクラブ
卓球クラブ
空手道クラブ
剣道クラブ
相撲クラブ
テニスクラブ
バスケットボールクラブ
バドミントンクラブ
ラグビーフットボールクラブ
体操クラブ
グラウンド・ゴルフクラブ
なぎなたクラブ
太極拳クラブ
滝沢市教育委員会
滝沢市スポーツ推進委員協議会
公益財団法人滝沢市体育協会
滝沢市小学校体育連盟
滝沢市中学校体育連盟
滝沢市スポーツ少年団